

産業廃棄物処分業許可申請書

令和2年11月10日

東京都知事 殿

申請者 〒133-0061

住 所 東京都江戸川区篠崎町一丁目2番6号

氏 名 株式会社 京葉興業

代表取締役 鈴木 宏和

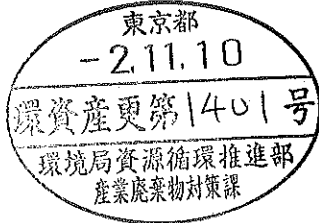
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 03-3678-01111

担当者名 事業開発部 松島 正和

電話番号 03-3678-1240（直通）

F A X 番号 03-3678-6514



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定により、産業廃棄物処分業の許可を受

<p>事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）</p>	<p>別紙1のおとり。</p>	
<p>事務所及び事業場の所在地</p>	<p>改質固化処理プラント</p>	<p>東京都江東区新砂 3-11-7 03-3648-7131</p>
	<p>廃水処理プラント</p>	<p>東京都江東区新砂 3-11-13、15 03-3640-3073</p>
	<p>ステーション・あーる</p>	<p>東京都江戸川区篠崎町 2-23-3 03-3676-6976</p>
<p>事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）</p>	<p>「事業計画の概要」のおとり。</p>	
<p>保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ</p>	<p>事前計画書のおとり。</p>	
<p>事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要</p>	<p>事前計画書のおとり。</p>	
<p>担当者及び連絡先 T E L / F A X</p>	<p>上記と同じ。</p>	
<p>※ 事 務 処 理 欄</p>		

（日本産業規格 A列4番）

# 別紙1

## 事業の範囲

(処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)を記載すること。)

### (1) 業の区分：処分(中間処理)

#### (2) 処分方法と取り扱う産業廃棄物の種類

薬注固化 : 燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、ガラスくず・コンクリートくず  
及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん (以上8種類)

脱水 : 汚泥 (以上1種類)

油水分離・生物処理(メタン発酵、活性汚泥処理)・中和・脱水・乾燥

: 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ (以上5種類)

破碎・分離 : 廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、  
金属くず、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ  
(以上8種類)

破碎・圧縮梱包 : 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず (以上3種類)

破碎 : 廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリート  
くず及び陶磁器くず (以上4種類)

圧縮 : 金属くず (以上1種類)



産業廃棄物  
特別管理産業廃棄物

処理業の優良認定申請書

令和2年 11月 10日

東京都知事 殿



申請者

郵便番号 133-0061

住 所 東京都江戸川区篠崎町一丁目2番6号

株式会社 京葉興業

氏 名 代表取締役 鈴木 宏和

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 03-3678-0111

FAX番号 03-3678-6514



産業廃棄物  
特別管理産業廃棄物

処理業の更新許可申請に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

第6条の9第2号  
第6条の11第2号  
第6条の13第2号  
第6条の14第2号

に定める基準への適合認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

許可の許可番号	第13-20-005618号
収集運搬業・処分業の区分	処分(中間処理)
※ 事務処理欄	

# 産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都江戸川区篠崎町一丁目2番6号

氏名 株式会社京葉興業  
代表取締役 鈴木 宏和



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項  
第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

## 小池百合子



許可の年月日 平成25年11月30日

許可の有効年月日 令和 2年11月29日

### 1 事業の範囲

- (1) 業の区分：処分（中間処理）
- (2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類
  - 薬注固化：燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類、ばいじん (以上8種類)
  - 脱水：汚泥 (以上1種類)
  - 油水分離・生物処理（メタン発酵、活性汚泥処理）・中和・脱水・乾燥
    - ：汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ (以上5種類)
  - 破碎：廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (以上4種類)
  - 破碎・分離：廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ (以上8種類)
  - 破碎・圧縮梱包：廃プラスチック類、紙くず、繊維くず (以上3種類)
  - 圧縮：金属くず (以上1種類)

### 2 事業の用に供する施設（詳細は裏面のとおりに）

- (1) 施設所在地：東京都江東区新砂三丁目11番7号
- (2) 施設所在地：東京都江東区新砂三丁目11番13号、15号
- (3) 施設所在地：東京都江戸川区篠崎町二丁目23番3号

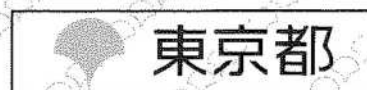
### 3 許可の条件

- (1) 上記2(1)の施設における脱水の稼働時間は、原則として9時から17時までとし、上記2(3)の施設における作業時間は、原則として9時から17時までとすること。
- (2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (3) 中間処理は本都の承認を得た方法により行うこと。

### 4 許可の更新・変更の状況

- 平成 3年 11月 30日 新規許可
- 平成 25年 11月 30日 更新許可 第4回
- 平成 26年 11月 28日 変更許可 破碎・圧縮梱包処理の追加、破碎処理の種類の追加
- 平成 27年 1月 7日 変更届 (2) 施設の汚泥の乾燥施設の更新
- 平成 27年 7月 28日 変更許可 薬注固化処理の種類の追加及び処理能力増
- 平成 29年 5月 2日 変更届 破碎施設の追加

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無 (裏面あり)



2 事業の用に供する施設

(1) 施設所在地：東京都江東区新砂三丁目11番7号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
薬注固化	燃え殻	-----	2,065(m <sup>3</sup> /日)	昭和58年6月15日	-----	-----
	汚泥	-----				
	廃酸(泥状物に限る。)	-----				
	廃アルカリ(泥状物に限る。)	-----				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	-----				
	鋳さい	-----				
	がれき類(汚泥との混合物に限る。)	-----				
薬注固化	ばいじん	-----	360(m <sup>3</sup> /日)	平成17年9月1日	-----	-----
	燃え殻	-----				
	汚泥	-----				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	-----				
脱水	鋳さい	-----	29.8(m <sup>3</sup> /日)	平成25年2月8日	産施第344号	平成24年11月28日
	ばいじん	-----				
	汚泥	-----				

(2) 施設所在地：東京都江東区新砂三丁目11番13号、15号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
油水分離・生物処理(メタン発酵、活性汚泥処理)・中和・脱水・乾燥	系統1 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ	360(m <sup>3</sup> /日)	-----	平成2年4月1日	(脱水) 産施第90213号	昭和63年10月6日
	系統2 汚泥	20(m <sup>3</sup> /日)				
	系統3 廃酸、廃アルカリ	20(m <sup>3</sup> /日)				
破碎・分離	廃プラスチック類(汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ)	2.34(t/日)	-----	平成23年12月26日	-----	-----
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ)	31.0(t/日)				
	金属くず(汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ)	9.36(t/日)				
破碎・分離	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ)	9.6(t/日)	-----	平成29年4月24日	-----	-----

※破碎・分離の単独処理能力は、カッコ内の産業廃棄物の種類を含まない場合の処理能力。

(3) 施設所在地：東京都江戸川区篠崎町二丁目23番3号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
破碎・圧縮 梱包	廃プラスチック類	4.2(t/日)	4.2(t/日)	平成26年10月8日	-----	-----
	紙くず	3.2(t/日)				
	繊維くず	6.4(t/日)				
破碎	廃プラスチック類	4.2(t/日)	-----	平成26年10月8日	-----	-----
	木くず	4.3(t/日)				
	金属くず	3.9(t/日)				
破碎	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	3.9(t/日)	-----	平成26年10月8日	-----	-----
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	11.4(t/日)				
圧縮	金属くず	4.8(t/日)	-----	平成26年10月8日	-----	-----

(以下空白) リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。